

志布志市民間事業者等提案制度募集要項

1 趣旨

志布志市民間事業者等提案制度とは、市の施策に対して民間事業者等が提案を行う制度です。民間活力の導入を図るとともに、市と民間事業者等が密接に連携し、かつ、その施策の推進を図り、もって地域の活性化及び市民サービスの向上に寄与することを目的としています。

2 提案に当たっての前提

(1) 提案内容

本市が抱える課題の解決に資する提案で、民間事業者等が持つアイデアやノウハウを活かすことで、市民サービスの向上や事業又は事務の効率化に寄与する提案を募集します。例えば次のような内容が考えられます。

- ・質の高い行政サービスの提供につながるもの
- ・社会的課題・地域課題の解決につながるもの
- ・歳出の削減・歳入の増加につながるもの
- ・事務の改善・効率化につながるもの
- ・豊かな市民生活の実現につながるもの
- ・将来に向けての価値創造につながるもの など

なお、次のような提案については受け付けることができません。

- ・単に事業を廃止する提案
- ・法令に反すると認められる提案
- ・公平性等が著しく阻害されると認められる提案
- ・単に自社製品のあっせんを求めていると認められる提案
- ・抽象的なアイデアで、実現可能性が低いと認められる提案
- ・その他、市長が不適切であると認めた提案

(2) 提案者

提案を行うことができる者は、提案を事業化する場合に、実施主体となる意思がある民間事業者等とします（個人からの提案は除きますが、個人事業主からの提案は受け付けます。）。

ただし、次の項目に該当する民間事業者等は除きます。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要項第3条第1項第3号アからキに該当する者
- ・その他、市長が不適格であると認める者

3 提案の種類

提案については、随時行えるもの（フリー型）と、定められたテーマについて行えるもの（テーマ型）の2種類があります。その違いは以下のようになります。

種類	テーマ	募集期間
フリー型 ※包括的な提案も可	(1) 都市基盤の整備及び利活用に関すること。 (2) 市民の快適な生活環境に関すること。 (3) 産業経済の発展に関すること。 (4) 保健、医療及び福祉の充実に関すること。 (5) 教育及び文化の振興に関すること。 (6) 地域コミュニティの形成及び支援に関すること。 (7) 行財政の健全化に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が市の施策の推進に必要と認める事項	随時
テーマ型	市長が特に認めるものとして募集するもの	定められた募集期間

4 提案の流れ

提案の流れについては以下のようになります。

市	民間事業者等
①提案募集 ※フリー型：随時 ※テーマ型：定められた期間	
	②提案応募 ※様式第1号による提案書の提出
③提案受付	
④協議 ※制度実施要綱第5条による関係課と提案者との協議	
⑤審査	
⑥採否の決定と結果通知	
⑦協定締結	

5 協議について

提案事項を的確に把握し、総合的に検討するため、関係課と提案者とが協議を行うものです。提案者からは、提案書の内容に沿って、アイデアや提案の内容をお話しいたします。市からは、本市の現状や事業実施の際に想定される懸念などをお伝えするなど、双方で対話を行います。

協議の結果によっては、この時点で提案実現の可否の検討を中止する場合があります。

6 審査について

提案について、民間事業者等提案審査委員会において適正性、公正性、効率性等を審査し、市長に報告します。採否区分は次のようになり、市長が決定します。

採否区分	採否基準
採用	提案どおり実施することが適当と認められるもの
一部採用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの
条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの
不採用	実施が困難なもの又は不適當なもの

7 提案の公表等

(1) 提案は、志布志市のホームページに次の内容について公表する場合があります。

提案時：提案タイトル、提案実現時：提案者、提案の概要等

(2) 提案の内容等は、事業を実現する際の公表を除き原則公表しません。ただし、実現に向けた調整を行うに当たって必要な範囲で、本市の関連部署及び調整が必要な諸機関に、情報の公開・提供を行うことがあります。

(3) 提案の提出から事業の実現までの過程の中で、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持の上、本市から承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。

(4) 職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、志布志市情報公開条例に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者独自のノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となる場合があります。

8 協定の締結

提案審査又は業者選定の結果、事業及び事業者が決定したときは、原則として市と当該事業者の間で協定を締結します。ただし、市の予算を伴う事業

については、入札等のルールに即して対応するものとします。

9 留意事項

- (1) 本制度は、あくまで民間企業等が持つアイデアを広く募集することを目的とした制度です。よって、提案者が必ずしも事業実施者等になるとは限らず、提案の性質等(市の歳出入の有無や機会の公平性の担保の有無など)により、入札又は公募の手続きを経ることがあります。
- (2) 提案の成立・不成立にかかわらず、市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をしません。
- (3) 発案者は、発案書類の内容が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、発案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じていただきます。
- (4) 提案が採用された場合であっても、実施年度の翌年度以降の事業の実施及び実施者を確約するものではありません。